

議案第 47 号

松阪市立学校設置条例の一部改正について

松阪市立学校設置条例（平成 17 年松阪市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立学校設置条例の一部を改正する条例

松阪市立学校設置条例（平成 17 年松阪市条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

別表中「松阪市立飯高東中学校」を「松阪市立飯高中学校」に改め、同表松阪市立飯高西中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。